

チューリップ苑在宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団親和会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問

介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の事業（以下『事業』という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 チューリップ苑在宅介護支援センター
- 二 所在地 富山市長江五丁目4番33号
- 2 上記の他、下記の出張所を設ける。
 - 一 名 称 チューリップ苑在宅介護支援センター富山西出張所
 - 二 所在地 富山市婦中町下轡田1001

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 介護福祉士、実務者研修修了者又は1級ヘルパー

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等

介護福祉士、実務者研修修了者、1級ヘルパー、初任者研修修了者、2級ヘルパー取得者のうち常勤換算で2.5名以上

ただし、サービス利用状況や利用者数等を考慮し、適切な訪問介護員数を確保する。

訪問介護員等は、指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供に当たる。

四 事務職員 必要に応じて配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 サービス提供及び事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 (サービス提供日) 365日
(事業所) 月曜日～金曜日
※但し、国民の祝日及び12月30日～1月3日までは休業。
- 二 営業時間 (サービス提供時間) 24時間
(事業所) 午前8:30～午後5:15
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の内容は次のとおりとし、指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- 一 身体介護
 - 二 生活援助
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旧富山市及び婦中町とする。

(苦情処理)

- 第9条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により富山市からの指導、助言を受けた場合は当該指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所、職員が得た利用者とその家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則、利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて、利用者又はその家族の了解を得るものとする。
- 3 職員は、退職後も正当な理由がなく、在職中に知り得た利用者とその家族の個人情報は漏洩してはならない。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止)

第 11 条 事業所は、虐待防止委員会を設け、以下の取り込みをする。

- 一 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 二 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回以上実施すること。
- 三 措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体拘束)

第 12 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を設ける。

- 2 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団親和会の就業規則による。
- 3 職員は、法人が実施する年1回の健康診断等を受診すること。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から5年間は保存する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団親和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年12月 5日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

この規程は、平成24年10月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。